二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪ノ頭一三五、字元山一八三、一八六の二、二八五、字西大久保二八二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町阿野字南馬喰草一、二、三の四、四の一（次の図に示す部分に限る。）、九の三、一〇の一、一一、二〇、二一の一、二一の五、二二の一、二三の一、二七の三、鬼籠野字元山一七七、一七九、一八二、一八七の二、一八七の四から一八七の六まで、一八八の二、一八八の四、一八八の五、一八九の二、二一二、二一八の二、二八八の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南馬喰草四の一、九の三、一〇の一、二一の一、二一の五、二二の一、二七の三、字元山一七七、一七九、一八二、一八七の二、一八七の四から一八七の六まで、一八八の二、一八八の四、一八八の五、一八九の二、二一二、二一八の二、二八八の三、一九一の一、一九二、一九三の一、一九四の一、一九六、一九六の一、一九七、字大由婦里谷奥五九〇の一から五九〇の九まで、用瀬町江波字向イ原一〇〇九の二、字家ノ背戸一〇二〇の一、一〇二〇の二、用瀬町川中字モチデ谷七二七の一、七二七の三、七三一の一、用瀬町樟原字風呂屋ヶ谷三六四、三六五、用瀬町別府字和増谷七四〇の二、七四〇の三、七四〇の六、七四〇の七、七四〇の一四、字清水谷七七三、用瀬町用瀬字一ノ谷九八、九九、九九の一、一〇〇、一〇九四、一〇九五、字下坂道ヨリ上ミ七一四、字中坂奥七三五の三、七四〇、七四二、七四九の二、七四九の三、一〇六六の一、一〇六六の二、字城山一〇六〇、字水ノ手一〇六一の一から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の一から一〇六五の三まで、字子持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の二、字庚ノ尾一〇七六の一、一〇七六の三、字土屋林一〇七七の二から一〇七七の一〇まで、字黄蓮谷一〇八三の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市用瀬町赤波字大門畑ノ上一五一八の七から一五一八の九まで、用瀬町屋住字持谷口六七三の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中坂奥一〇六六の一、一〇六六の二、字城山一〇六〇、字水ノ手一〇六一の一から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の一から一〇六五の三まで、字子持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の二、字庚ノ尾一〇七六の一、一〇七六の三、字土屋林一〇七七の二から一〇七七の一〇まで、字黄蓮谷一〇八三の一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市用瀬町赤波字小屋ノ谷一七六五の二、字メカラチ奥山一七八六の二、用瀬町安蔵字脊戸山一一七一、一一七一の一、用瀬町川中字脊戸山七四四、七四八の一、七四八の三、字猿山八一〇の一、八一一の一、用瀬町鷹狩字乙堤谷一〇五四の一、一〇五四の二、字金小屋一〇七一、字伝右イ谷井手平一〇八一、用瀬町別府字杉谷二八三の六、二八三の七、二八六、二八六の一、二八七、二八八、字岩山六五四の一、字山ノ谷六七三の二、六八〇の二、字小谷七〇五、字尾花谷七二三、字三本松七三一、字釜谷七三三の二、用瀬町屋住字高下ノ谷七一二の一、七一三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月二十一日から施行する。

平成二十六年八月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充